

00883

鳥取縣公報

第百四十四號

昭和十一年七月二十一日

火曜日

縣令

鳥取縣令第十八號

大正十五年八月鳥取縣令第百十八號山村振興施設費補助規程中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十一年七月二十一日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

第一條第一號中「索道」ヲ削リ「森林組合」ノ次ニ「又ハ市町村」ヲ加フ
樣式中「牛馬道」「木馬道」及「索道」ヲ削ル

告示

◇鳥取縣告示第四百號

岩美郡富桑村耕地整理組合長同副長左ノ通選任ノ件認可セリ

鳥取縣公報 每週曜日發行 (休日ニ當ル) 第七百四十四號 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可
火金曜日 (時ハ翌日) 昭和十一年七月廿一日

昭和十一年七月二十一日

鳥取縣知事	立	田	清	辰
鳥取市新品治町				
組合長	山	下	仲	
鳥取市大字田島				
組合副長	浦	島	壽	義

◆鳥取縣告示第四百一號

右ノ者ニ對シ左記游泳池使用ヲ許可シタリ

昭和十一年七月二十一日

鳥取縣知事	立	田	清	辰
-------	---	---	---	---

一名	稱	境海水浴場
----	---	-------

二	所在地	西伯郡境町岬町
---	-----	---------

三	開設期間	自七月十三日 至九月十日
---	------	--------------

鳥取縣告示第四百二號

岩美郡浦富海水浴場組合

右者ニ對シ左記游泳池使用ヲ許可シタリ

昭和十一年七月二十一日

鳥取縣知事	立	田	清	辰
-------	---	---	---	---

一名	稱	浦富海水浴場
----	---	--------

二	所在地	岩美郡浦富町大字浦富地内
---	-----	--------------

三	開設期間	自七月十三日 至九月十五日
---	------	---------------

◆鳥取縣告示第四百三號

市街建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ

昭和十一年七月二十一日

鳥取縣知事	立	田	清	辰
-------	---	---	---	---

一	建築主ノ住所氏名	鳥取市庵丁人町二十八番地
---	----------	--------------

尼	子	晴	兄
---	---	---	---

一	建築物ノ所在地	鳥取市庵丁人町二十八番地
---	---------	--------------

一	用途	住宅附屬擁壁
---	----	--------

00835

00833

- 一 建築物ノ高サ及延長
高サ二・二七メートル
延長一六・四〇メートル
- 一 命令事項
- 一 本建築物ノ存続期限ハ都市計劃事業實施迄トス
- 一 前項ノ存続期限満了ノ時ハ都市計劃事業實施者ノ指定スル期限内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ
- 一 前項建築物トハ木造ノ擁壁ニシテ高サ二・二七「メートル」延長一六・四〇「メートル」トス
- 一 本建築物ヲ他人へ讓渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ヅベシ
- 一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

鳥取縣告示第四百四號

西伯郡福米村消防組ノ組織ヲ變更シ各部ノ人員數其他ヲ左ノ通定ム

昭和十一年七月二十一日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

一 組員數

二 機械器具ノ種類員數

組頭	副組頭	部名	部長	小頭	消防手
—	—	第一部	—	—	三〇
		第二部	—	—	二〇
		第三部	二	—	二二

部名	種類		管水	管吸	管水	管管	口窩	旗	張高	張弓	綱引	鐘警	器油注	廻ジネ	チンペ	イド	金	鉋	釘	リキ
	ガソリン	脱用																		
第一部	—	—	—	—	四一〇	四	四	—	—	七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第二部	—	—	—	—	二五	—	—	—	—	五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第三部	同	—	—	—	二五	—	—	—	—	五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

三 建物ノ種類棟數坪數及其ノ位置

部名	種類	棟數	坪數	位置
三	建物ノ種類棟數坪數及其ノ位置			

00838

第一部	機械器具置場	一	三	福米村大字西福原九四四ノ一
同	警鐘櫓	一	一	同 大字東福原
同	同上	一	一	同 大字西福原
第二部	機械器具置場	一	一、五	福米村大字東福原二二四
同	警鐘櫓	一	一	福米村大字東福原
第三部	機械器具置場	一	一、五	同 大字米原六三六
同	警鐘櫓	一	一	同 大字西福原
同	同上	一	一	同 大字米原五四二
四 被服其ノ他給與品ノ種類員數				
第一部	帽	三五	三五	
第二部	衣	二二	二	
第三部	袴	二二	二	
	法被	二五	二二三	
	股引		二二三	
	帶		二二三	
	足袋		二二五	

00833

備考 組頭及副組頭ノ分ハ、部中ニ計上ス

五 給與スベキ諸手當ノ種別及金額

組全體ニ對スル年手當百圓

◆鳥取縣告示第四百五號

東伯郡由良町由良宿消防組ノ組織ヲ變更シ第二部ノ小頭數ヲ左ノ通定ム

昭和十一年七月二十一日

鳥取縣知事

立

田

清

辰

一 第二部小頭數 二名

◆鳥取縣告示第四百六號

日野郡日野上村消防組ノ組織ヲ變更シ第三部及第四部ノ小頭數ヲ左ノ通定ム

昭和十一年七月二十一日

鳥取縣知事

立

田

清

辰

一小頭數

第三部 二名

第四部 二名

◆鳥取縣告示第四百七號

東伯郡上小鴨村消防組ノ組織ヲ變更シ第一部ノ人員ヲ左ノ通定ム

昭和十一年七月二十一日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

一 組員數

部 名	部 長	小 頭	消 防 手
第 一 部	一	一	三八

昭和十一年七月二十一日印刷
昭和十一年七月二十一日發行

發行者 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海
鳥取刑務支所